

【平成29年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成29年3月17日 総務委員長 浜田 昌利

- 「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局及び経済労働局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 本条例改正の内容は、行政手続におけるマイナンバーの利用範囲を拡大し、生活保護関係の情報や国民年金等の被保険者の資格に関する情報を利用できるようにするものであり、マイナンバー制度に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 職員定数の考え方について

職員定数については、地方自治法に基づき、恒常的に自治体に置くべき必要がある常勤職員について、任命が可能な上限数を定めるものである。なお、業務に従事していない休職者、休業者は基準となる職員数から除外されており、現在、定数に対する常勤職員の数は、おおむね充当されている。

《意見》

\* 市職員の長時間労働については、市長事務部局だけでも、36協定に定められた年360時間を超える残業を行った職員が942人、過労死ラインである月80時間を超える残業を行った職員が528人、年1,000時間を超える残業を行った職員が28人と異常な事態であり、職員の健康被害が心配されるとともに、市民サービスにも関わる問題であると考え。全ての部局で違法な残業が常態化しており、その大きな原因は市の人口が10年で約15万人も増えたのに対し、職員を約1,500人減らしてきたことであると考え。職員の増員が必要であると考えが、本議案には市長事務部局の職員の増員がないことから賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第4号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 条例改正により介護休暇を取得する職員の想定数について

市長事務部局における介護休暇の取得実績については、平成27年度は5人であり、平成28年度は平成29年1月1日時点では取得者はいない。条例改正後に介護休暇制度を利用する職員数については、現時点で具体的な数は想定できないが、要件の緩和が行われることにより、今後増加していくことを見込んでいる。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第5号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第6号 川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第7号 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第9号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第10号 川崎市地震対策条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 条例改正の内容については問題がないと考えるが、本件はガス事業の自由化を前提としており、ガス事業の自由化については、国民の生活、産業活動に欠かせない巨大な市場が自由化されることにより、かえって寡占化が進み、規制なき独占が生まれることが懸念されるなど、今後、安定的な市民生活に影響を及ぼすと考えことから反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 11 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 本条例改正は、消費税 10%への増税を前提とするものであり、消費税に反対し、消費税に頼らない別の道があると考える立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 15 号 川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 16 号 かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 23 号 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 法改正から条例改正まで時間を要した理由について

法改正は平成 28 年 4 月に行われており、当初は法改正後の速やかな対応を考えていたが、関係局等との調整においてパブリックコメントの実施の必要性が指摘され、パブリックコメントの実施期間を考慮した結果、平成 28 年 7 月執行の参議院議員通常選挙前に実施することは困難と判断し、選挙終了後に改めて対応を行ったため、今定例会での議案提出となった。

なお、他政令指定都市においては、昨年中に本件に係る条例改正を行った市もあるが、本市と同様の時期に改正する市もあるほか、まだ改正していない市もあると聞いている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 24 号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* 包括外部監査契約の相手方の決定理由について

本契約に当たっては 11 人の応募があり、総務企画局、財政局及び監査事務局の部課長級による選考委員会で 1 次選考を実施し、その後、市長、総務企画局長、財政局長及び監査事務局長により 2 次選考を実施し、候補者を決定したものである。選考に当たっては、公会計全般の豊富な知識と経験を有している

こと、本市の総合計画や行財政改革プログラムの内容を十分に理解していること、補助者の充実が図られていることなどの視点から、全般にわたって評価し、候補者を決定したところである。

**\* 平成 29 年度の包括外部監査のテーマについて**

包括外部監査は、財務監査を通じ、住民の福祉の増進や組織及び運営の合理化が図られているか等の確認を行うものであり、包括外部監査のテーマについては、最終的には包括外部監査人が本市の状況等を十分に踏まえて選定することになっている。監査人候補者からは補助金、助成金に関する事務の執行、人件費に係る財務事務等の 7 項目が提案されているが、平成 29 年度のテーマについては、今後、包括外部監査人が決定するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 25 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 33 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 56 号 平成 28 年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 62 号 平成 28 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決